

# 平成21・22年度秦野市小規模工事等契約希望者登録制度について

## 1 趣旨

この登録制度は、秦野市競争入札参加資格登録を受けていない市内建設業者等を対象に、小規模な工事又は修繕の受注の機会を拡大し、市内経済の活性化を図るものです。

## 2 対象者

秦野市内に住所を有する個人事業者又は本店（本社）を有する法人事業者

## 3 発注対象金額

秦野市が発注する**予定価格が30万円以下**の小規模な工事又は修繕

## 4 登録申請書類の配布

- (1) 期間 平成22年2月15日（月）から同年3月5日（金）まで
- (2) 配布方法 秦野市役所契約課（本庁舎3階）窓口又はホームページからのダウンロードによる配布とします。

## 5 申請書類の受付

- (1) 方法 契約課へ郵送又は直接持参してください。
- (2) 期間 **平成22年2月15日（月）から同年3月5日（金）まで**

## 6 資格基準

次の各号のいずれかに該当する者は、登録申請の資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- (2) 秦野市競争入札参加資格登録を受けている者
- (3) 営業を行うに当たり、法令により官公署等の許可、登録等を必要とする場合に、その許可、登録等を有していない者
- (4) 登録を希望する業種の営業年数が1年に満たない者
- (5) 国税、都道府県税又は市税を滞納している者（徴収猶予又は非課税とされている者を除く。）

## 7 提出書類等

申請書には、裏面の「添付書類確認リスト」に記載してある書類が必要になります。詳細については、平成22年2月15日から指定場所で配布する「登録資格審査申請書提出要領」を参照のうえ必要な書類を提出してください。なお、**すべての書類は、A4で統一しますので、A4以外の書類は次のとおり調製してください。**

- (1) 原本を必要とする書類でA4より小さいものは、A4の台紙に貼って提出してください。
- (2) A4以外の書類でコピー可能なものは、A4で調製してください。

## 8 審査結果について

- (1) 審査の結果は、平成22年4月中旬頃までに通知させていただく予定です。
- (2) 有資格者と認定された場合は、平成22年4月1日付けで、平成21・22年度秦野市小規模工事等契約希望者有資格者名簿に登載されます。この資格は、平成23年3月31日まで有効となります。

問い合わせ・郵送先

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野市役所 財務部契約課契約班

TEL：0463-82-5126（直通）

e-mail：keiyaku@city.hadano.kanagawa.jp

## 添付書類確認リスト

No.	書類名称	摘要	指定	複写	法人	個人
1	小規模工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）		○		○	○
2	商業登記簿謄本	法人事業者のみ		○	○	
3	許可又は登録証明書	営業に当たり、必要な場合		○	○	○
4	代表者身分証明書	個人事業者のみ必要、本籍地の市町村にて発行		○		○
5	印鑑証明書 <b>【原本】</b>				○	○
6	① 法人税	→ ① 個人事業者は、所得税 (その1又はその3、若しくはその3の3)		○	○	○
	② 法人事業税・法人県民税	→ ② 個人事業者は、個人事業税		○	○	○
	③ 法人市民税	→ ③ 個人事業者は、市民税		○	○	○
	④ 消費税	(その1又はその3、若しくはその3の3)		○	○	○
	※納税証明書は、直前1年間の営業年度に係るもの					
	返信用封筒	定形郵便の封書に80円分の切手を貼り、 あて先を明記してください。			○	○

### < 共通注意事項 >

- 1 官公署等の証明書類は、平成21年12月1日以降に証明を受けたものを提出してください。
- 2 営業に当たり、許可、登録等が必要な場合は、必ず許可書等の写しを提出してください。
- 3 審査基準日は、平成22年1月1日です。
- 4 納税証明書については、決算日が平成21年9月30日以前の直前1年間（12か月）の営業年度に係るものを提出してください。
- 5 表中の「指定」は、秦野市指定様式です。